

環水大土発第1703162号  
平成29年3月21日

都道府県環境担当部長 殿

環境省水・大気環境局土壌環境課  
農薬環境管理室長  
(公印省略)

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針の運用に当たっての留意事項について

日頃、農薬環境行政の推進にご理解、ご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

今般、平成29年3月9日付け環水大土発第1703091号環境省水・大気環境局長通知をもって、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」(以下「指導指針」という。)を定めたところですが、その運用に当たっては、下記の事項に十分ご留意いただき、適切にゴルフ場の指導に当たられるようお願いいたします。

## 記

### 1. 指導指針に基づく指導の実施

指導指針は、都道府県がゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁及び水産動植物被害を未然に防止するための指導の実効を期すため、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の実態を的確に把握し、水質保全及び生態系保全の面からゴルフ場を適切に指導する際の参考として定めたものである。

このため、指導指針の運用に当たっては、ゴルフ場で使用される農薬の場外への流出をできる限り抑えるとともに、排出水中の農薬の濃度を分析・把握し、水濁指針値及び水産指針値を超えないよう関係部局と連絡を密にし、指導に努められたい。

### 2. 水質調査の実施

水質調査の実施に当たっては、適切な採水、分析の実施が重要であることから、以下の点に留意し、また、ゴルフ場の自主検査に対しても技術的指導に努められたい。

#### (1) 採水に当たっての留意点

採水は原則として排水口で行い、農薬の使用状況、散布地点から採水地点までの地形

等を考慮し、分析対象とする農薬の排水中の濃度が比較的高い状態であると見込まれる採水地点、採水時期で行うよう努められたい。

具体的には、これまでの調査実績から、①農薬散布後最初の降雨後1日以内、②農薬散布後1週間以内、③降雨後等の極力排水がある日等に採水を行っている例があるので参考にされたい。

## (2) 分析に当たっての留意点

農薬は時間の経過とともに分解が進むため、採水した検体は保冷剤の入ったクーラーボックスに保存するなどし、速やかに分析を行うよう努められたい。

また、調査を効率的に進めるため、場外へ排出されるおそれのある農薬の分析のための採水をできるだけまとめて行おうとする場合には、分析対象とする農薬の濃度が比較的高い状態と見込まれる時期とあまりずれないことが必要であるが、当該農薬の散布時期を確認せず、実際には散布から数ヶ月を経過している農薬を分析の対象に含めてしまう不適切な事例があることから、分析に当たっては、対象農薬の使用時期を確認し、適切に行うよう努められたい。

また、水濁基準値及び水産基準値のいずれについても、当該農薬による被害のおそれが極めて少ないと認められ基準値の設定が不要とされた農薬については、分析の必要はない。

## (3) 水産動植物の被害防止に当たっての留意点

農薬によっては、人畜に被害を生じるおそれのない排水であっても、水産動植物に被害が発生するおそれがあるものがあることから、新たな指導指針では、水産動植物の被害防止のための水産指針値を導入した。

このため、ゴルフ場での使用が想定される農薬について、別添「水産動植物の被害防止の観点から水質調査において注意を要する農薬一覧」として、①水産基準値が水濁基準値よりも小さい農薬、②水濁基準値が未設定の農薬（これまで水質調査結果が公表されていない農薬）、③近年（平成22～27年度）の水質調査結果（排水口）で水産指針値を超過する事例がある農薬を整理したので、負担を抑え、効率的な水質調査を実施するに当たっての参考とされたい。

## 3. 水質調査結果の報告

水質調査の結果を環境省へ報告するに当たっては、別紙「ゴルフ場で使用される農薬に係る水質調査結果等の報告に当たっての留意事項」に留意し、別紙様式により報告されたい。